

木更津市マスコットキャラクター

「きさポン」の着ぐるみ貸出しの概要について

平成24年8月13日
(更新：令和7年6月27日)

「きさポン」の着ぐるみは、市内外で開催される様々な行事で、木更津市をPRするために使っていただくことができます。「きさポン」の着ぐるみを使用する際は次のとおりお申込みください。

1 着ぐるみの貸出対象となる行事

着ぐるみを貸し出すことのできる行事は、次のとおりとなります。

- (1) 木更津市が開催する行事
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で開催する行事
- (3) 木更津市地域自立支援協議会が開催する行事
- (4) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事
- (5) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (6) 上記以外で、木更津の魅力の発信に資する行事や他行政機関との連携協力の下に開催する行事等、市長が公益的観点から適当と認められる行事

2 着ぐるみの借受け手続き

着ぐるみの借受けを希望する際には、木更津市マスコットキャラクター「きさポン」着ぐるみ貸出要領に従い次の手順でお申込みください。

- (1) 企画部シティプロモーション課に電話で、着ぐるみの空き状況を確認する。
- (2) 着ぐるみの空きを確認できたら、着ぐるみ借受申込フォームに必要事項を記入し、借受けを希望する行事の概要が分かる資料を添えて、企画部シティプロモーション課に申し込む。
- (3) 「1 着ぐるみの貸出対象となる行事」のうち(1)から(3)については、着ぐるみ借受申込フォームからの申込みは不要です。

3 貸出しの承諾

「2 着ぐるみの借受けの手続き」において、申込み内容が使用承諾条件に合致していれば着ぐるみを使用していただくことができます。

ただし、貸し出す際に、条件をつけることがありますのでご了承ください。

4 着ぐるみを貸出することができない場合

借受けを希望する行事が次のいずれかに該当する場合は、着ぐるみを貸し出すことが出来ません。

- (1) 木更津市の品位を傷つける、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (5) 「きさポン」のイメージを損なうおそれのあるとき
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき

5 着ぐるみの貸出

着ぐるみを借りる際は、直接木更津市役所駅前庁舎8階 企画部シティプロモーション課まで取りに来てください。また、直接お返してください。着用者は借受者で対応願います。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内です。

7 貸出料

着ぐるみの貸出しは、無料です。

8 遵守事項

着ぐるみを使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 承諾された用途のみに使用すること
- (2) 貸出期間を遵守すること
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること

- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと
- (6) 条件が付された場合、これに従って使用すること

9 貸出の取消し

遵守事項を守らなかったときは、その承諾を取り消し、以後の使用は承諾しないのでご注意ください。この場合、借受者に損害が生じても、木更津市はその責めを負いません。

10 原状回復

借受期間中に、着ぐるみを汚損減失(盗難を含む。)した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニング復元を行うなど、原状回復をお願いします。

11 事故等の取扱い

着ぐるみの使用により生じた借受者の事故及び第三者への損害等に対して、木更津市は一切その責めを負いません。

着ぐるみを使用する際の注意事項

- (1) 着用の際は、髪や素肌が直接着ぐるみに触れないように、タオル、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- (2) 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- (3) 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- (4) 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- (5) 「きさポン」のイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- (6) 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- (7) 使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- (8) 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。特に頭は上下を注意して保管すること。